

## 郵送による猟銃等許可事務手続きについて

猟銃等の許可申請手続き等に関して、次のとおり郵送により手続きを行うことができます。

申請書類を警察署に郵送できます。

郵送できる申請

- (1) 初心者講習、経験者講習、技能講習の申し込み
- (2) 講習修了証明書の書換・再交付申請
- (3) 教習資格認定証の書換・再交付申請
- (4) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲受許可申請
- (5) 技能講習修了証明書の書換・再交付申請

証明書・許可証が郵送により受け取れます。

郵送で受けとれる証明書・許可証等

- (1) 初心者講習、経験者講習の修了証明書
- (2) 技能講習の通知書・修了証明書
- (3) 講習修了証明書の書換・再交付した証明書
- (4) 教習資格認定に伴う認定証及び認定証の書換・再交付した認定証
- (5) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲受許可証
- (6) 猟銃・空気銃所持許可証  
(初めて許可証の交付を受け取る場合のみです。)

代理人による手続きができます。(平成25年7月1日より)

上記手続きについて、代理人による手続きができます。

- ・ 委任状が必要です。
- ・ 代理人本人であることを確認するため、運転免許証等の提示が必要です。

### \* 注 意 事 項

以上の手続きをとる際は、必ず事前に住所地为管轄する警察署へ電話連絡をお願いします。

- ・ 各申請には、これまでどおりの手数料が必要です。
- ・ 郵送代金は、申請者の負担となります。

証明書等は、簡易書留での郵送となります。

郵送等を希望される方は、住所地为管轄する警察署生活安全課(係)まで、お問い合わせ下さい。

